

# 肢体不自由教育と病弱教育との関連について

郷右近 歩

## Relation between “Education for children with physical / motor disabilities” and “Education for children with health impairments”

Ayumu GOUKON

### I. はじめに

近年、特殊教育から特別支援教育への移行に伴い、免許制度の見直しも行われることとなった（文部科学省，2005；玉村・越野・郷間・岩坂・田辺・徳屋・堤，2007などを参照）。それに際して、従来からの盲学校・聾学校・養護学校教諭免許状は、いずれも特別支援学校教諭免許状へと変更された（文部科学省，2006a；初等中等教育局特別支援教育課，2007などを参照）。特筆すべき変更点としては、養護学校教諭免許状が、知的障害、肢体不自由、病弱、という3種の特別支援学校教諭免許状へと分かれたことが挙げられる。

従来の養護学校教育教員養成課程では、肢体不自由教育と病弱教育についての講義内容は渾然一体としていた面があった。その背景には、医療とのかかわりが両者とも特に深いこと、児童生徒における教育的ニーズに共通点が多かったこと、同様の疾患（例：筋ジストロフィーや脳性まひ等）の児童生徒が肢体不自由養護学校にも病弱養護学校にも在籍しうること等があったかと推察される。しかしながら、2007年度以降、免許制度の変更に伴い、肢体不自由教育と病弱教育については、各々別個の領域として講義等に取り組む必要性が生じた。

肢体不自由教育にも、病弱教育にも、それぞれ独自の歴史的背景があり、現在も各々が固有の特徴を有している。一方で、時代の変遷とともに、対象児童生徒らにおける障害の重複化や多様化が進み、肢体不自由教育や病弱教育の対象となる児童生徒の間に少なからぬ一致点もみとめられるようになってきた。例えば、重度重複障害児への教育的支援については、肢体不自由養護学校においても、病弱養護学校においても、数多くの実践が積み重ねられており、それぞれの報告や知見は互いにとって有益なものとなっている。

今後、特別支援教育を担う教員の養成に際しては、肢体不自由教育と病弱教育における各々の特徴を学ぶと同時に、現状を踏まえた両者の関連性についても学ぶ必要があるものと考えられる。しかしながら、両者の差異については多くの成書や論文が取り上げているものの、肢体不自由教育と病弱教育との共通点や関連性についての指摘は、筆者の知る限りにおいて、ごく限られているように見受けられる。そこで本稿では、肢体不自由教育と病弱教育との共通点および関連性について、現状の整理を試みた。

### II. 対象と教育的ニーズの重複

従来、肢体不自由教育と病弱教育との間には対象疾患の重複が認められた。代表的な例としては、筋ジストロフィーや、脳性まひ等が挙げられよう。前者については、1964年から、国立療養所に筋ジストロフィー児が入所するようになり、肢体不自由教育のみならず病弱教育の領域でも積極的な取り組み

が行われてきた。同様に、濃厚な医療的ケアを要しつつ、身体機能や運動機能に不全が生じている場合、肢体不自由教育の対象にも、病弱教育の対象にもなりうる。脳性まひをはじめとする中枢神経系疾患は、そのような状態を引き起こしうる疾患の一つである。

上述のように、「濃厚な医療的ケアを要しつつ、身体機能や運動機能に不全が生じている」という様相は、様々な原因に伴って生じうる。具体的には、染色体異常などに起因する発達障害（ダウン症候群、レット症候群、アンジェルマン症候群など）や、周産期異常、獲得性脳損傷（頭部外傷、低酸素脳症、髄膜炎・脳炎後遺症など）等が挙げられよう。これらは、知的障害を伴う場合も多い。知的障害を伴い、濃厚な医療的ケアを要し、身体機能や運動機能に不全が生じている児童生徒は、従来、各々の実態に応じて、肢体不自由養護学校にも、病弱養護学校にも、知的障害養護学校にも在籍してきた。

以上のような実態を踏まえ、特別支援教育への移行が進む以前より、養護学校の中には、“肢体不自由部”や“病弱部”といった体制が存在する例があった。具体的には、肢体不自由養護学校の中に“病弱部”が存在する、といった場合等である。このことと関連して、姉崎（2007）は、「特別支援学校（肢体不自由）は、2006（平成18）年度全国198校の約2割の学校が知的障害教育部門や病弱教育部門を併置し、地域に根ざした「総合制特別支援学校」としてすでに動き出している」ことを指摘している。

### Ⅲ. 起因疾患の著しい変遷

肢体不自由について、文部科学省（2007a）は「身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます」と説明している。損傷を受けた身体の動きに関する器官とは、四肢や体幹そのものをイメージしがちであるが、多くの場合は脳である。現在、特別支援学校（肢体不自由）に在籍している児童生徒における肢体不自由の起因疾患は、その大半が中枢神経系疾患である。ゆえに、肢体不自由教育を学ぶ上では、最新の脳科学の知見を踏まえるべきとの要請が高まっている。

病弱および身体虚弱について、文部科学省（2007b）の説明は、「病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます」というものである。慢性疾患として想起されやすいのは、呼吸器系疾患、腎疾患、心疾患などであるが、病弱教育の対象として、現在最も多いのは心身症や行動障害の児童生徒である。そのため、病弱教育について学ぶ上では、心理学の知見やカウンセリング等の技法に関する要請が高まっている。

そして、医療技術の進歩と関連して、肢体不自由教育の現場においても、病弱教育の現場においても、児童生徒における障害の重度・重複化が進んでいる。働きかけに対する反応が極めて微弱な重症心身障害児とのかかわりに際しては、生理指標（心拍、脳波、脳血流など）を参照することの有用性が教育現場においても知られるようになってきた（菊池・八島・室田・郷右近・野口・平野，2006を参照）。しかしながら、生理指標に関する知識や機材操作等の手技について、教員養成課程で学ぶことのできる機会は限られているのが現状である。以上のように、肢体不自由教育と病弱教育の分野では、対象児童生徒の起因疾患の変遷が顕著であり、教育的ニーズの変化や技術の進歩に伴い、教員の学ぶべき内容の変化（増加）が著しいという点においても共通している。

### Ⅳ. 技術の進歩による教育的支援内容の変化

前項において指摘した技術の進歩ということと関連して、近年、肢体不自由教育や病弱教育において

は、教材教具としてのコンピュータの活用が飛躍的に進んでいる。そのため、教員はコンピュータを用いて指導できる事柄や、それに応じた操作方法等々について学ぶ必要があることも、肢体不自由教育と病弱教育に共通の課題である。コンピュータは、本人による意思（言語等）の表出、生理指標のモニタリング、画像・動画・音声等の提示手段、通信、意思の読み取りとそれに応じた機材の操作、といった様々な面で活用可能である。

その際、①児童生徒一人ひとりの様相に応じた操作方法の選択（身体各部位の動き、視線、筋電、脳内の血流、神経の賦活など）、②操作性の向上（操作手続きを極力減らしつつエラーを低減）、③病状や身体状況の変化に合わせた見直しと更新、④最新の技術の導入や模索、⑤既存の技術の応用可能性の検討、⑥本人との協働によるシステム構築、といったことが求められる。つまり、ただ単に児童生徒の目の前にコンピュータを置き、インターネット、e-mail、ワープロソフトの操作方法など、ごく一般的な使い方を教えればよいというわけではない。児童生徒が何を実行・実現したいと感じているかということをも明確化するための支援を教員は行い、その教育的ニーズを満たすための手段の一つとして、児童生徒の実態に即したコンピュータの活用方法を検討する必要がある。

例えば、教科書をめくることが自力では困難な生徒に対して、教員を含む周囲の人々が代わりにめくっていた場合、“教科書をめくる”というニーズは一見すると満たされているように思われる。しかしながら、生徒自身は「いちいち誰かに頼まなければならないのが心苦しい」、「今見たいのはそのページではないと思うことがあっても、せっかくめくってくれた人には言いづらい」といったことを感じることもある。ある教員は、教科書の全頁を画像ファイルとして記録媒体に保存し、生徒はコンピュータを介してマウスのクリック（僅かな指の動き）により主体的にめくることができるようになった（小西，2002）。その後、生徒の学習への参加意欲は増し、下校後の病棟においても自己学習ができるようになった。実のところ、本児は多忙な病院スタッフに対して、その都度ページめくりを依頼することに心理的な負荷をおぼえ、病棟における自己学習にためらいを感じていたのである。

上述の例から分かるように、コンピュータを活用した教育的支援に際して重要なことは、テクノロジーを画一的に導入することではない。児童生徒の置かれた状況を洞察し、彼・彼女らの心情を踏まえ、主体的な活動を可能とすべく技術的な支援を行いつつ、児童生徒と教員との協働作業として進めてゆくことこそが肝要である。一人ひとりのニーズに応じて教材教具を工夫するという点では、コンピュータの活用にも工夫の余地は大きく、最新の高額なソフトウェアの機能を汎用ソフトウェアの組み合わせにより実現して教科指導に用いた実践例もある（例えば、小西，2002）。

## V. おわりに

文部科学省（2006b）によれば、平成18年5月1日時点における養護学校の校数は、養護学校（知的障害）が543校、養護学校（肢体不自由）が197校、養護学校（病弱）が91校であった。また、日本特殊教育学会（2006）における9つの部会のうち、最も部会員の人数が多いのは精神遅滞教育部会（1279名）であり、一般部会（597名）、行動問題教育部会（510名）、言語障害教育部会（337名）、ろう難聴教育部会（288名）、重度重複障害教育部会（273名）、肢体不自由教育部会（268名）、盲弱視教育部会（197名）、病弱虚弱教育部会（94名）と続いていた。特別支援教育教員養成課程の学生の大半は、教育実習を特別支援学校（知的障害）で行い、特別支援学校（肢体不自由）や特別支援学校（病弱）において学ぶ機会はごく限られているのが現状である。

特別支援学校教諭免許状は、知的障害、肢体不自由、病弱、という3種へと分かれたものの、“肢体不自由”と“病弱”に共通している最大の特徴は、“知的障害”とは規模が異なる、ということではな

いだろうか。必然的に、“知的障害”にかかわる領域の比重と、“肢体不自由”や“病弱”にかかわる領域の比重は著しく異なっていた。しかしながら、免許状が3種へと分かれたことにより、“肢体不自由”と“病弱”にかかわる比重が急速に増した。そのことで、関係各所が対応に追われ、様々な現場において若干の混乱が生じているように見受けられる。

今回の免許制度の見直しにより、肢体不自由教育の分野と病弱教育の分野との間では、違いを強調しなければならない機会が増えることが予想される。ただし、医療とのかかわりが特に深いということ以外にも、本稿で取り上げてきたように、二つの分野の間には共通点が多く、関連性も深いため、厳密には分けることができない事項が数多く含まれている。この点を踏まえ、今後はより詳細な現状把握の推進とともに、将来的には制度面や研究面での充実した対応が期待される。

## 文 献

- 姉崎弘（2007）特別支援学校における重度・重複障害児の教育。大学教育出版。
- 菊池紀彦・八島猛・室田義久・郷右近歩・野口和人・平野幹雄（2006）超重症児に対する療育研究における現状と課題。保健福祉学研究，4，103-111。
- 小西志津夫（2002）進行性筋ジストロフィー症児の高等部数学科における自己効力感を持たせる指導の在り方。修士論文（未公開）。
- 文部科学省（2005）特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）。Retrieved August 20, 2007, from [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm)
- 文部科学省（2006a）特別支援教育推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）。Retrieved August 20, 2007, from [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06072108.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06072108.htm)
- 文部科学省（2006b）2.盲・聾・養護学校の現状。Retrieved August 20, 2007, from [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/013/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/013/002.htm)
- 文部科学省（2007a）（4）肢体不自由教育。Retrieved August 20, 2007, from [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/004/004.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/004.htm)
- 文部科学省（2007b）（5）病弱・身体虚弱教育。Retrieved August 20, 2007, from [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/004/005.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/005.htm)
- 日本特殊教育学会（2006）日本特殊教育学会会員名簿 ― 2006年度版 ―。
- 初等中等教育局特別支援教育課（2007）特別支援教育をめぐる法令改正について ― 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ ―。特別支援教育，24，16-19。
- 玉村公二彦・越野和之・郷間英世・岩坂英巳・田辺正友・徳屋直子・堤由香里（2007）特別支援学校教員免許と障害児教育教員養成カリキュラム ― 特別支援学校1種免許状を中心として ―。奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要，16，271-276。